

Ⅷ 推進委員会（全体会）会議の概要

第1回委員会（全体会）

開催日時：平成22年7月6日（火）19：30～21：00

開催場所：キッピーモール6階 多目的ホール3

- 委嘱状の交付
各委員へ竹内市長から委嘱状を交付した。
- 開会あいさつ
竹内市長
- 自己紹介
委員、事務局がそれぞれ自己紹介を行った。
- 委員長・副委員長選任
互選により、委員長に神原委員、副委員長に細見委員を選任した。
- 三田市まちづくり推進委員会第3期の役割
事務局から、三田市人権のまちづくり推進委員会の役割今後の進め方について説明を行った。
(委員長) 事務局の説明等に対して質問や意見などあれば発言してほしい。
(委員) 今回、3期目ということで、7人の委員に新しく加わっていただくが、先日提出させていただいた2期目の提言書について、どのように読んでいただいたか意見を聞きたい。
(委員長) 詳しくは次回に第2期の提言書について、意見交換をさせていただきたいと思う。継続の委員も新しい委員も再度、第2期提言書をよく読んできていただきたい。この第2期提言書のポイントは、物事をこの委員会だけで決めてしまうのではなく、この提言書が市民に浸透しているのか、市民の中に入り、市民の方々と意見交換をすることで、より具体的な部分を決めていきたいと思っている。市民の方々と一緒に創っていくことが、今問われていると思う。そのようなことについても、様々な意見があると思うので次回の委員会で意見交換させていただきたい。
今からは、皆さんが、人権のまちにどのようなイメージをもっているのか、人権に対するそれぞれの思いなどについてお話いただきたい。
- フリートーク（テーマ：人権に対する思いや人権のまちのイメージについて）
(委員) タイトルの人権のまちという言葉がわかりにくいのではないかと。人権をどうするのかははっきりしないところがあり、一般の人にはわかりにくい。
(委員) 私は、看護師をしているが、仕事の関係で「その人がその人らしく生きられるように」とよく言われる。人権とは、まさにそのとおりでと思う。例えば、外国人が、その人らしく、その地域で生きることができるようになっていくかどうか、実情としては疑問である。そのような環境は、まだまだそろっていないと思う。
(委員長) 一般の人にわかりにくいのは、日常的な言葉でなく、人権という言葉が抽象的で、まだまだ遠い存在にあるからではないか。自分の問題として、なかなか捉えていくことができていないと思う。だから「人権のまちづくり」という言葉は、なんとなくわかるけれど、はっきりとはわからない言葉なのではないか。
(委員) 確かに人権という言葉の意味がわからない人は多いように思う。「人権って、何ですか?」と問われても、ついでを向いてしまう、そんな感じだと思います。言葉では「自分が、自分らしく生きるために、生まれもっているもの」という言い方ができるように思うのですが、なかなか、その言葉が出てこない。私は、そんなことを、この2～3年の間によく経験して思ったことは、本当によくわかっている人が、あまりわかっていない人に対して、わかりやすく説明していくべきなんだな、ということなんです。そして、よりきめ細やかにしていくプロセスが必要だと思います。
(委員) 最近の子どもたちについて言えば、安心とか自尊について、きっちりと丁寧に考えられていない、そんな感じがします。自分のことが大切であれば、同じように相手のことも大切である、そのような表現で説明すれば、子どもにもわかりやすく説明ができるのではないかと思います。人権という言葉は、何か一人歩きしているように思うので、もっと平たく表現していければ良いと思う。そんなことを皆さんが考えていくような社会、そんな輪が大きくなるような、それが人権のまちづくりなのかと思う。
(委員) 一時期「人権文化の創造」という言葉をよく耳にしました。私は、人権文化という言葉について、果たしてどれだけの人がこの言葉の意味をわかっているのだろうと思っていました。また、人権文化とは、具体的にどのようなことなのか、実は私にもわからない言葉でした。ある会に参加すると人権という言葉が多く使われることがある。また、中には人権のことを考えることが楽しいという人がいることもある。だけど、私は、人権という言葉を使うことに抵抗がある。誰もが、それぞれの事情の

中で、それぞれの幸せを感じることができること、そんな社会が人権を守れたまちではないかと思う。

(委員) 人権のまちづくりという中で、日常業務の中で、研修等に取り組んでいますが、どれだけ人権ということが浸透してきたか、考えさせるところがあります。

(委員) 昨年からPTAの関係で、人権という言葉に触れる機会が多くなったのですが、なにか人権ということばに難しさを感じました。子どもにも人権という言葉について、聞いてみると「よくわからない」と答えるし、他の人に聞いてみても、はっきりと返事が返ってこない、そんな状況なんです。きっと人権という言葉がわかりにくかったり、堅いイメージであったりするんだと思います。私は、昨年、よく人権を学ぶ啓発講座に参加していたので、人権についていろんな方向から理解することができたんですが、多くの人に理解していただこうとすれば、子どもにでもわかるような、もっとわかりやすい言葉で説明していくことも必要かと思っています。

(委員) 先程から人権という言葉がわかりにくいという意見がでていますが、確かに言葉の定義もどこにあるのかとか、子どもたちに人権って、わかりにくい言葉かもしれない。しかし、私は、それはそれでも良いと思っている。

その人その人が幸せを感じる、その人らしく生きる社会をつくる動きが出てきている。マイノリティーでない人が関わるというのは、未だに難しいところもあると思う。しかし、わたし自身が人権と関わるなかで、どのように考え、どのように人に伝えていく、それは、人の生き方の中から語れるのではないか。

この会議も、組織の代表としてというところもあると思うが、代表だけでなく、自分として議論ができればと思います。

(委員) これまで、人権という言葉に言い当てるきれいな言葉はあるだろうか。それは、言葉の限界として、それでもよいのではないだろうか。また、「人権のまちづくり」についても、多分、人権を大切にすることをまちづくりというべきだと思われる。我々が発信する場合は、言わなくても済むところは省き、伝えるべきところは凝縮する必要があると思う。これは、方法論になると思いますが、そういうことも大事なかなと思います。

(委員) 人権を守るために勉強する。いろんな事象に則してしなければ、わかりづらいこともあるでしょう。

(委員) 本日、他市の人権講座に参加して、人権について、みなさんと同じような意見を言っておられた。たくさん若者も参加しており、講師は若者に希望を持つことを訴えておられました。また、自分の良いところを見つけることも言っておられました。人間を愛することや自分の大切なものを見つけることは、他人の大切することにも繋がるとも言われていました。

(委員) 自分の良いところを見つけるということですが、自分の良いところを感じられない環境にある子どももあると思う。なぜ、自分の良いところがみつけられないという環境に置かれているのかということに視点を置く必要がある。これは、大人の責任でもある。

(委員) 比較でしか自分の良いところが見つけれないことは、その子どもの周りにいる大人の責任である。それは、家庭であったり、学校であったり、地域であったりの責任であると思う。

(副委員長) 今回、初回でみなさんが、人権という言葉が自尊であるとか、自分の良いところであるとか、いろんな言葉で語られました。学生は自分の考えではなく、辞書などにはどのように記載されているかを調べるでしょう。しかし、私が分科会のコーディネーターをするうえで、みなさんの意見を聴いて、知識ではなく、自分はどのように感じるか、プロセスやその場を大切にしたいと思う。また、効率だけを求める進行ではなく、各委員の方々、日頃考えている意見を自由に話して頂き、意見がまとまらないことや錯綜することもあると思いますが、そういうところを大事にしたい。そして、対立する点や問題点をさがし、解きほぐしてゆくことが私の役割だと思いますので、遠慮なく発言してほしい。

(委員長) 人権という言葉は、奥深い言葉であるが、わたしたちは幼い頃から人権について学んできていない。また、人権を大切にされてきたという経験がないのではないかと思う。子どもには、こんな権利があるのだということを、教えていない。私たちが身をもってわかっていないので、子どもにも教えられないのではないか。大切にされていれば、子どもにも伝えられるのではないか。子どもだけでなく、三田市では、すべての住民の人権を大切することを、そういうまちにするのには、どうすればよいかを議論したいと思いますので、よろしくお願いします。

第2回委員会（全体会）

開催日時：平成22年11月11日（木）19：00～21：00

開催場所：キッピーモール6階 多目的ホール3

- あいさつ
石井市民協働室長
- 委嘱状の交付

前回欠席者の大東委員・島田委員に石井市民協働室長より委嘱状を交付した。

● 全体会

- ・第1期・第2期人権のまちづくり推進委員会提言の概要を説明した。

神原委員長から「B分科会（人権相談・救済体制の整備に関する分科会）の提言」を説明。細見副委員長から「A分科会（人権施策の推進に関する分科会）の提言」を説明。

- ・事務局から人権施策に関する市の進捗状況について説明した。

人権センター機能の充実として、平成20年度より教育委員会の人権教育課と市長部局の人権推進課を統合して、行政組織を統括した。平成23年度人権に関する総合相談窓口の設置を検討しているが、最終的な設置場所は新庁舎建設の中で検討する。外国人の課題を解決するものとして、昨年度に多文化共生基本方針を策定し、今年度より翻訳と通訳のボランティア制度を実施した。本年5月から市広報紙を英語・中国語に翻訳し、必要な外国人の方に郵送している。外国人の相談窓口については、平成23年度より設置しようと検討しているところである。第2期提言にあった人権条例については、現在市ではまちづくり基本条例を策定作業中であり、人権ということがどのように取り扱われるのか、今後のまちづくり基本条例の策定作業の動向を注視したいと考えている。

● A分科会 キッピーモール6階（会議室5）

（コーディネーター）第1・2期の提言を踏まえて、当該分科会では、人権相談・支援体制について、討議したいと思いますが、先ず、それぞれの委員の意見を伺いたい。人権相談のあり方や実施すべきうえで、検討すべき事項等の意見を出して欲しい。

（委員）相談について、市民のどの方にも当然のように、わかってもらえるような窓口にしなればと思います。また、窓口を一本化することも、シンプルにすることも重要です。

（委員）相談ができないとか、相談すると相談内容が周りにわかってしまって、相談者本人がしんどくなる場合がある。そうした関係で、差別問題は表にはでないこともある。ここに行けば相談できるという窓口、声なき声が相談できる相談室にする必要がある。

（コーディネーター）相談するのに背中を押す人が必要である。安心して、じっくり相談できる場が必要である。相談内容の秘密が守られることは絶対である。また、相談体制も市民にわかってもらうことが必要である。やってくれること、相談の進め方、誰が相談に応じてくれるのか、どのように問題が解決するのかなどを知らせることも大切である。

（委員）子どもの立場になったとき、直接、相談できるだろうか。子どもの気持ちを周囲が気づいて、それをテーブルにあげなければいけない。子どもは、言えないということ、相談することのすべも知らない。そういうことを意識し、やらなければならない。

（委員）いろんな相談の中で、安易にここへ相談にいきなさいとも言えない状況にある。どうにもならないような問題を抱えている人もいる。また、どこまで、解決してくれるかもわからない。いろんな課題を抱えた子どもや若者がいる。いろんなところに相談してきて、どうにもならなかったという保護者もいる。福祉制度の対象にならない方もいる。もっと、早期に相談していればと思うことも多い。具体的に、その子たちが安心してできる居場所づくりが重要と思う。いろんな課題に対して、行政が踏み込むこともできない。

また、表面にもでてこないことが、市民の中にはいっぱいあるのではないかな。

（委員）やはり、当事者が相談に行く必要があると思う。また、相談時間に制限がある。時間に関係せず、相談できる体制があれば嬉しい。虐待ホットラインというところでは、名前も住所も聞かない。ここに連絡すれば安心というものが得られれば、嬉しい。

（委員）相談は24時間が絶対ということではなく、負担の部分もあり、アポだけとれて、その後に繋げるような工夫もすべきである。ちょっとでも進めれば良いと思う。

（委員）変な調整をして、中途半端な関わりをするととんでもないことにもなる。また、コーディネートする人が必要となってくる。

（コーディネーター）今は、カウンセリングではなく、ケースワークできることが必要であると思う。問題解決のためのチームをつくるコーディネーターが必要である。

（委員）こんな機関が必要、こんなネットワークや支援体制が必要ということをこの場で聞きたい。マイノリティーの意見をもっと出して、積み上げていかないといけない。

（コーディネーター）早期に問題を発見し、取り組むことが必要である。また、地域を巻き込むことも必要である。いろんな意見がでました。次回、いろんな事柄を出して欲しい。今までに三田市にはなかったが、こんな仕組みがあればどうだろうか。こんな人があればなど、相談・支援に対して、意見を出して欲しい。

（事務局）意見交換を含め、次回、タウンミーティングの実施方法について協議願いたい。

●B分科会（多目的ホール3）

（コーディネーター）概要を説明したが、先ず、意見交換をしたいと思います。

（委員）在日差別にせよ部落差別にせよ、同じ根っこがあると思う。優勝劣敗という意識がある。一緒に見られるのが嫌だと思ふことがあるのではないかと。まだまだ、自分たちとは違うという意識があるのではないかと。

（委員）この方針を参考に、所属する団体では活動を行っている。また、先程の説明の中では、この方針に就労という部分がなかったのではないかと。

（委員）外国人に限らず、弱者や声を出せない人を排除する傾向にあると思う。排除しようとする土壌をなくさなければならない。理解してくれる人を増やすことが重要である。

（委員）子どもの頃から繋がっている問題である。子ども時から、人権意識を育てていくことが大事だと思う。

（委員）企業の立場から、今、あらためて考えると、外国人との交流の場が少ないように感じた。

（委員）企業の立場の方が参加いただくのはありがたい。外国人にとって、卒業後、就職できない状況は、将来の夢を持つことができない。外国人が働く職場という観点から、企業は大きな役割を担っている。今年度、教育委員会主催でWAIWAIディキャンプを実施し、良かったと思う。しかしながら、以前に比べると、国際理解教育が英語教育に偏ってきた感じもする。

（コーディネーター）大学には、留学生もいるので、学生をボランティアのティチャーとして、大学と小・中学校とが協議しながら、三田市では新たな取組を行っているところもある。次回については、「三田市多文化共生推進基本方針」の優先順位、実施方法、課題について、協議いただければと思う。

第3回委員会（全体会）

開催日時：平成24年3月12日（月）19：00～21：00

開催場所：三田市役所西3号庁舎3階小会議室

A分科会の答申内容について

●A分科会コーディネーター説明

（委員）過去にこの人権のまちづくり推進委員会の答申書の中に、人権センターの機能の中で、行政・市民・企業が共に三田市の人権問題を定期的に話し合う円卓会議のようなものを設けるというような記述があった。その「円卓会議」と今回の答申書に書かれている「円卓会議」は違う意味で用いられていると思うが、混同する恐れがある。補足説明を入れるか、他の言葉を使った方がよいのではないかと。

（委員）「円卓会議」のところに、「人権オンブズパーソンが主宰する関係当事者の会議」という補足を加えるとよいのではないかと。

（委員）「人権センターにおける人権相談・救済・支援体制について」のイメージ図の中にある「人権相談窓口」はイメージがわかりにくい。

（コーディネーター）ここでいう「窓口」はただ単に受付業務をやっているところではない。じっくりと話を聞く「初期面接」を行うところである。「窓口」というと軽い感じがするので、「窓口」を取って「人権相談機関」に変更する。

（委員）図中①の矢印は外向きだけでなく、双方向に向くべきである。①の「専門の相談窓口につなぐ」を「専門機関との連携」に、「※相談内容により関係相談員が集まる」を「※相談内容により専門職員が集まる」に変更したほうがよい。

（委員）初期面接を行う相談員は、相談者の言いたいことや、問題になっていることを適切に把握するととても重要な役割を担うので、人材の育成が大切である。

（委員）アクションを起こせない人の声なき声をどう拾うかが課題である。そのような視点についても答申で触れておいた方がよい。

（コーディネーター）これらの点を考慮して、改めて答申書を修正する。

B分科会の答申内容について

●B分科会コーディネーター説明

（委員）「日本語学習や日本社会への適応支援」に関して、児童生徒に対して支援を行うのは当然であるが、保護者に対する支援も必要である。国際交流協会の行っている日本語サロンもあるが、実際に孤立化している保護者は日本語サロンには行っていない。その場合は学校との関わりの中で保護者に対する支援が必要と考える。

（委員）「就学の保障と学習支援」の中で、児童生徒だけではなく、幼稚園・保育所の視点も書き加えた方がよいのではないかと。就学前の幼児の時期から、多文化に触れ、それが当たり前になる教育をすべきである。

- (委員) 「就学オリエンテーション」を実施するのは学校管理職に限定する必要はないのではないか。
- (コーディネーター) 誰が行うかというところまで特定しなくてもよいので、「学校管理職」という部分は削除する。
- (委員) 「行政サービスの充実」の中で、医療現場に通訳が必要となっているが、教育現場にも通訳は必要である。たとえば不登校の外国人児童生徒についてその保護者から相談があった場合、通訳がないと困る。
- (委員) ピクトグラムの作成に関して、答申を見る限りでは緊急時に限定されているように思うが、日常生活の中で分かりやすい表示を使用していくという意味で作成していくことも必要ではないか。
- (委員) 「災害時外国人救援ボランティアネットワーク」を組織するというのは、新しいものを立ち上げようとしているのか。三田市には「災害時要援護者支援制度」というシステムがあるので、既存のシステムを活用すればよい。
- (委員) 今の「災害時要援護者支援制度」は対象者が障がい者や高齢者に特定されているように思う。申請用紙を見ても、言葉の通じない在住外国人にとっては非常に書きにくい様式になっているので、改善が必要である。
- (委員) 外国人が対象に入っているのなら、申請用紙を多言語にする必要がある。
- (委員) 他市の状況を見ると、市あるいは国際交流協会で、外国人の相談をなんでも受け付ける窓口を設けているところが多くある。三田市の国際交流協会としても、今はまだプロジェクトの段階だが「外国人総合インフォメーションセンター」を行政のサポートを得ながら設置しようという動きがある。
- (委員) 『在住外国人に関する総合相談窓口を「人権センター」に一元化し、「外国人総合相談センター」を開設する。』の部分は、A分科会の「総合人権相談機関」の箇所に「外国人の相談も含む」という形で記してはどうか。
- (コーディネーター) これらの点を踏まえ、提出に向けて答申書を修正する。

IX A分科会 会議の概要

第1回A分科会

開催日時：平成22年12月17日（金）19：00～21：00

開催場所：三田市役所西3号庁舎3階中会議室

●タウンミーティングについて

- (コーディネーター) 3期ではできるだけ多くの住民の方々の声を反映した型で提言を行っていききたい。例えば、住民の皆さんは人権に関してどのようなことで悩んでいるのか、またどのようなイヤな思いをしたことがあるのか、そのようなことを実際に聞かせていただき、そこから支援などの体制について検討していく必要があると思う。
- (委員) タウンミーティングは、市民から意見を聞くだけなのか、委員と意見を交わす場とするのか、そのようなことも決めていかなければならない。また参加者の呼びかけの仕方として、細かなテーマに分けてするのか、大きなテーマの中でするのか、そのようなことも併せてPRしていく必要がある。
- (コーディネーター) まずタウンミーティングは、地域に分けて開催していく方が良いのか、それとも場所を絞り込んで全市的に開催していく方が良いのか。
- (委員) 地域に分けて複数回開催していく方が良いと思う。どのくらいの地域に分けていくか考えていく必要がある。
- (委員) 三同教の地域部会のように小学校区ごとに開催していくほうが、良いのではないかと思う。その方が意見もでやすいのではないかと思う。
- (委員) 地域の中の組織で普段集まっている人たちだけになってしまうと、私たちが本当に聞かなければならない“つらい思いをしている人”の声が聞けない可能性もある。ただ、PRを十分行ったとしても、そのような人に来ていただけるかわからない部分があるので、いろんな団体から話が聞ければよいのではないか。
- (委員) 市には各分野においていろんな団体があって、その団体で人権に関する事例を把握しているものもある。プライバシーの関係もあるが、可能などころでそのような団体から話を聞かせていただくことも考えられる。例えば、子育て支援の団体や障がいのある人への支援団体など。
- (コーディネーター) 三同教とこの委員会で考えている方向性は、有る意味同じ方向を向いているので、活動としてオーバーラップしてしまうところもある。しかし、この委員会は市の附属機関であるし三同教は一団体であるということを十分に踏まえ、委員会がすべきところは自分たちでしていくことが重要である。そして、住民だれもが参加できるような形を考えていかなければならない。

- (委員) 地域部会であろうとなかろうと、開催する対象の地域の人たち、子どもも含めて、人権のまちづくり推進委員会がタウンミーティングをこのような主旨で開催するというを広く案内していけば良いことだと思う。それに来れない人まで来れるようにしなければならないとか、全ての人が参加しないといけないとか、そのようなことは最初から無理がある。ただし、チラシや案内文書など文字が読めない人への配慮、例えば、民生委員に開催のことを伝えていただくなど情報を全ての人に届けることは必要である。
- (委員) 市内の全ての人にどのように開催のPRをしていくのか考えると、市の広報紙は全戸に配布されるので「人権さんだ」への掲載が一番有効だと思う。しかし、それだけでなく、自治会や民生委員、婦人会、J A女性会といった団体にも開催案内の配布を依頼し、さらに三同教の地域部会にも開催周知を依頼する。このように二重、三重にPRをしていく必要がある。
- (コーディネーター) タウンミーティングの内容について、皆さんの意見を聞かせていただきたい。
- (委員) 人権のまちづくり推進委員会が1期、2期と市に対して提言しているのです、その提言書がこのタウンミーティングのベースにならないといけない。従って、提言書について説明をし、それに対して参加者から意見をいただくものが一つ必要である。いろんな意見を聞かせていただくなかで、私たち委員がどのように受け止め、それを今後どのように活かしていくかである。
- (委員) 提言書に関する意見も必要であるが、それに加えて、人権に関する“しんどい部分”を含め、なんでも話せることが必要である。
- (委員) いきなり地域の皆の前で、プライバシーに関わるようなことを話せと言われても話しにくい。自分が本当に抱えている問題をここで出していいのか、受け止めてもらえるのか、そんなことを考えると話すことだけにとらわれず、紙に書いてもらって帰りに提出する方法もいいのではないかな。またどうしても参加できない人のために郵便で意見を事務局宛て送っていただくことも考えたほうがよい。
- (コーディネーター) 確かに各地域を対象にして実施していくことで、利害関係が絡んだ話など逆に話しにくい状況を創りだしていることもある。皆が安心して自分の意見を出していただくような工夫が必要である。
- (委員) 今、自分たちの組織のなかで自分の悩みを言いあう会を開いている。最初はなかなか言えなかったけれど、何回かやっているうちに徐々にではあるけれど言いあえるようになってきた。そのことからもっとテーマを絞り込まないと、何を言ったらいいのかわからない。仮に言いたいことがあったとしても大勢の人前では言えないのではないかな。細かい方法論を今話し合うよりも、主旨的なところや話してもらいたいこと、そして話を聞かせていただいて、次にどのように活かすのかなど、全体的な話をしていくべきである。
- (コーディネーター) 主旨としては、第1期、2期で、この委員会が市に対して、人権の相談窓口や救済体制の必要性などについて提言を行ってきた。まずは、これらの提言について知っていただくことである。次に提言内容について、今後さらに細部を詰めていくために、実際に市民から声を聞かせていただき提言に活かしていこうとするものである。
- (委員) 今、自分たちがこの委員会で話していることを多くの方々に知っていただくことが、このタウンミーティングの一番大きな目的である。私たちは、このようなことを市に対して提言を行い、これからこのような方向で考えているということを示していかなければならない。そして、次には、こんなことで困っているとかこんな辛い思いをしたとかいろんな意見を聞いて、次の救済についての提言に活かしていくことが大切である。そうすることで、それが人権のまちづくりだと自分は思っている。
- (委員) 実際に困っている人たちから声を聞くことも大切であるが、まずは現在相談を受けている人たち、例えば民生委員などから話を聞く必要がある。そうすることで、現体制での不備や困っている声を聞くことができると思う。
- (委員) 当事者の話のなかには、簡単には解決できないこともいっぱいある。様子をみながら、時間をかけて、一歩づつ前へ進むようなことも時には必要である。話を聞いてもらって、寄り添って考えてもらえることで安心できることもある。そして、場合によってはより専門の相談窓口を案内する方が良い場合もあり、相談を受ける側が相談機関について十分に知っておく必要がある。案内したから終わりではなく相談に関わった人が連携してその人を支援していくことが必要な場合もある。
- (委員) 救済制度については、オンブズパーソン制度や円卓会議などが手法として話し合われてきている。なんでも聞かせてくださいではなくて、このような構想があるが、これについて意見を聞かせてほしいというべきである。
- (委員) 相談にはいろんな当事者が来られる。相談して問題が解決する場合もあれば、なかなか解決しない場合もある。そのような解決しない場合に、何らかの救済制度があれば解決できるかもしれない。今回、タウンミーティングで具体的な話を聞いたうえで、どのような救済体制があれば解決するのかわ

考えていかなければならない。そのことを基本に進めていく必要がある。話の内容をあまりに狭めてしまうと、しんどくなってしまふのである意味大きなテーマのなかで出していただく方がよい。
(コーディネーター) 次回では、実施に向けてもう少し詳しい内容について検討していきたいと思うので、よろしくお願ひしたい。

第2回A分科会

開催日時：平成23年1月18日(金) 19:00~21:00

開催場所：三田市役所西3号庁舎3階中会議室

●タウンミーティング(仮称)の実施について

(事務局) 実施にむけた企画案の説明

(コーディネーター) 今、説明をいただいたが、案として名称を人権ミーティングとして、人権について大いに語り合う会という形で実施してはどうかとの説明である。名称・主旨・日程など大きく決めることができればと思う。日時、場所について、休日の午前中開催を事務局に提案させていただき、場所を探していただいたが、3月12日(土)フラワータウン市民センターでしか予約をとることができなかった。

(委員) 3月上旬に第1回を開催するというのであれば、会場があいているところでしか仕方がない。2回目以降については、平日の夜も含めて様々な時間帯で開催した方がよいかもしれない。普通、午前か午後かというのと、よく地域の会で話をしたりアンケートをとったりするが、多くは休日の午前中が良いようである。

(コーディネーター) 出席したいと思っている市民が、どこかの会に出ることができるように、いろんなパターンが必要である。2回目以降は6月から月1回程度開催し11月頃から提言に向けてまとめの入っていく予定である。そこでこの会の名称についてどのようにすればよいか意見を聞かせていただきたい。

(委員) 名称について、タウンミーティングというのは、今まで便宜的に言ってきたが、ここではふさわしくないように思う。人権ミーティングというのも分かったような、分からないような名称である。個人的には、カタカナでない方がよいので、まだ「人権について大いに語り合おう会」の方が良いように思う。

(コーディネーター) この会は、討論する会ではなく、様々な意見を聞く会である。名称を「人権のまちづくりを進めるための意見を聞く会」としてはいかがか。

(委員) 一般的に「人権のまちづくり」という言葉でイメージがもてるだろうか。普段から人権の活動に関わっている人なら、まだイメージがつくかもしれないが、なかなかイメージしにくい。

(委員) 主旨として、第1期、2期と市に対して提言を提出させていただいたが、その内容について説明をさせていただく。そして、もう一つは、日常のなかでのしんどい思いや辛い思い、そして悲しい思いなどを出していただいて、そこから、どのように形で支援・救済できるかを検討する。このような二つの大きな柱を端的に表すことができればと思う。

(委員) 「人権を大切にすまをめぐして語り合おう」という大きなタイトルにしておいて、サブタイトルで「自分が差別された経験ないですか?」や「あなたは、こんな経験したことないですか?」、「あなたの悩み、ひとに聞いてほしくないですか?」などとして、「この会なら自分のことを聴いてもらえるかもしれない」と思ってもらえれば良いと思う。優しいことばで、呼びかけるように表現して伝えると、私も行っていいんだと思えるのではないか。

(委員) 表現が堅いと、私には関係ないどうしても他人事になりやすくなるかもしれない。そういう意味で、当日の提言書の資料も簡単にわかりやすいほうがよいと思う。

(コーディネーター) 「人権を大切にすまをめぐして語り合おう」というのは、すごく良い案だとは思いますが、タイトルが長すぎて主催者側が使いにくくなると思う。

(委員) それなら最初の案に戻るが「人権ミーティング」をタイトルとして、サブタイトルで「人権を大切にすまをめぐして語り合おう」、チラシの説明のなかで、今言われた優しい呼びかけのことばをいれれば良い。

(コーディネーター) 今の案では、各グループの司会を私たち委員がするようになっているが、このような会でよくするのは、集まったグループのなかで司会、記録、発表を決めていただく。委員は、全体的な調整役として、また司会者が進行に困った場合にアドバイスする役として、グループに入っていく。あらかじめ、委員が司会するよう決められていると、委員主導の会になりかねないので、今回に関しては、当日、そのグループのなかで決める方が良いように思う。

(委員) この会では、様々な意見がだされると思う。それらの意見に対して、私たちの対応をどのようにするのかははっきりさせておく必要がある。

(コーディネーター) この会は、参加者が言いっぱなしでいいと思う。出た意見に対して別の意見を言う必要は

ない。「私は、こう思います。」「ご意見ありがとうございました。」という形でよい。

(委員) 提言書に対して意見があった場合、もし誤解のある場合には、事実関係を明らかにしなければならないし、私たちと異なった意見の場合は、その考え方など明らかにすることは必要であると思う。そして、私たちは、どのような考えでこの提言になったのか、そして今後どのようにしようとしているのかをはっきりさせていく必要がある。

(コーディネーター) このような会では、できるだけ多く人が、いろんな意見を出せることを保証する、そのことが一番大切なことである。この会は、誰でも参加できて、言ったことがしっかりと対応してもらえるような会にしていきたい。できれば子どもたちにも来てもらいたい。先日、シングルマザーの会に行った時、その会に高校生の男の子が来ていて、初めて自分の思いを語ってくれた。今までは、親の立場からしか物事を見ていなかったが、高校生の発言で新たな発見があり非常に良い会になった。そんなこともあって、私たち大人は子どもたちの声を真剣に聞かなければならないということを実感した。この会は、子どもも含めているんな人の意見を真剣に聞いていく会にしていきたいと思う。次回の人権のまちづくり推進委員会では、人権ミーティングを開催する前に内容等について確認しておきたい。

第3回A分科会

開催日時：平成23年2月25日(金) 19:00~20:30

開催場所：三田市役所西3号庁舎3階中会議室

●人権ミーティングについて

(事務局) 実施にむけた企画案の説明

(コーディネーター) 人権ミーティングについてのPRとして、市広報紙への掲載、チラシを該当の小中学校の児童生徒へ配布、該当以外地域に対しては役員に対しての配布を事務局からしていただいている。人権ミーティングに子どもたちが参加してほしい。このチラシは、大人向けのチラシのように感じる。

(委員) 子どもたちに来てほしいということなら、まずは先生に説明して、先生から言ってもらわなければならない。チラシだけで来てもらうのは無理がある。今回は、時間がなく、そこまで出来なかったように思う。

(コーディネーター) 気軽に話をするという意味からすれば、参加者数のボードを用意していただき、イスだけのセッティングでもよい。記録用の写真は、事務局でお願いしたい。提言の説明は、パワーポイントを使って、できるだけ分かりやすいように説明したい。

(委員) 今後の委員会運営を考えるとグループミーティングでは、人権侵害の実態や施策提案に力点をおいた方がよいと思う。提言への意見や感想では、知識がある人の意見だけが出てはよくない。一市民が意見を言えなくなる状況になるとよくないので、進める側は、誰もが意見を出しやすい雰囲気にしていくことが必要である。

(委員) グループワークのときに、第1期・第2期の提言についての質問があった場合、3期目から委員になった者は、十分な理解がないので質問には答えられない。

(コーディネーター) 当日、正副委員長は、グループに入らないので、質問があれば呼んでいただければ良い。グループワークで確認をしておきたいのは、議論をするのではないということ。いろんな意見を出していただいて、互いに聴き合いをすることが大切である。

(委員) 議論するのではないということは、全体会で徹底しておいてほしい。

(コーディネーター) 全体会でねらいとスケジュールを説明するなかで、約束ごとなども説明させていただく。

(委員) その意味では、現在、案では「グループ討議」となっているが、「グループミーティング」とする方がよい。

(委員) グループミーティングでは、最初に紙を配っておき要約を書いていただいてから意見を言ってもらえるようにすればどうか。そうすることによって、一人の人の喋りすぎを防げる。

(委員) 先日、地域でグループワークをしたとき、A4の紙に自分の発言内容を2~3行にまとめて書いてもらったあと、その紙を皆に見せながら、補足の説明をしていただいた。そして、その紙はあとで回収する。このようなやり方をすると、司会者はどのような内容が話題になるのか事前にわかる、話す方はダラダラ話さず要点が絞られる、また聴く方も聴きやすい、あとの記録がかなり正確にできるなどメリットが大きい。

(コーディネーター) 先に時間をとって、自分の思いを簡単に2~3行で用紙に記入していただく。テーマである①提言について②人権侵害の実態③施策提案について、全てテーマについて書く必要はなく書けるところだけでよい。そして、その紙を皆にみせながら、話をさせていただく。このような形で一度実施してみる。当日の運営で、司会、記録、発表と事前に決めるのではなく、参加者の中から決めていただいても良いと思うが、このことについて意見をいただきたい。

- (委員) 今回話していただいた内容を次に活かしていくために、委員が司会をするのではなくできれば聞き役に徹したい。
- (委員) 発言があまりに長い方には、レッドカードとイエローカードを用意しておき見せるようにすればよい。特に時間を図ってまで、厳密にする必要はないと思う。
- (委員) 目が不自由な人には、色がわからないので、鈴など何か音がでるものを用意する必要がある。
- (委員) グループのなかで記録になる人は、記録に徹しなければならず、意見が言えなくなってしまうので記録はなくてもよいのではないか。
- (コーディネーター) この会に、何かこちら側が配慮しなければならない人が来られるかもしれないので、受付のときに、何かサポートのいる方は遠慮なく申し出ていただくように声かけ、または張り紙などしたほうがよい。
- (委員) 通常グループ報告するときには、順番があとになれば、同じような発表になって、皆に聴いてもらいにくい状態になることがよくある。何か全体に見え、発表者も報告がしやすくなるような工夫はできないものか。
- (委員) 以前別の会で、同じようなグループミーティングをしたときには、グループごとに1枚、ホワイトボードか模造紙を用意して、話のポイントやキーワードを書いていったことがある。その方法だと、発表者が報告するときには全体を整理しやすく、他の参加者も見ることができる。ただし、この場合は書き役に徹する人がいる。
- (コーディネーター) 進行役はグループのメンバーから選ぶ。進行役がグループミーティングの進行とタイムキーパーをする。発表者もグループのメンバーから選ぶ。発表者は、話し合いの特徴を報告いただく。記録者は、ホワイトボードもしくは、模造紙にポイント又はキーワードを書きこんでいく。記録者は、事務局にさせていただく。委員は、各グループに入って聴き役に徹する。今回は初めての試みなので、継続して行っていくうちに完成度を高めていけばよいと思う。

第4回A分科会

開催日時：平成23年5月24日(火)19:00~21:00

開催場所：三田市役所西3号庁舎3階中会議室

●委嘱状の交付

新委員へまちづくり部長から委嘱状を交付した。

●自己紹介

委員、事務局がそれぞれ自己紹介を行った。

●開会あいさつ

委員長あいさつ

●今年度のスケジュールについて

(事務局) 今年度のスケジュールについて説明

(事務局から説明)

(コーディネーター) 今、事務局からスケジュールの説明があったが、今年度は、当事者の意見を聴きとっていくことに重点をおいて人権ミーティングを開催していきたい。スケジュール(案)でみると、4回~5回の人権ミーティングを開催することで、当事者の意見をたくさん聴くことができる。それら出てきた意見を10月以降に集計、分析、整理をしなければならない。この集計、分析、整理が一番大切になってくる。

(委員) ネーミングについて、様々な意見があったが、やはり人権という言葉を使うことで、参加者が来にくかったりすることもある。日頃、人権ということばはあまり使わないために、自分から遠い存在であり、堅苦しいイメージをもってしまうかもしれない。

(委員) 人権という言葉について、わかっている人はわかっているけれど、わかっていない人は敷居が高いというイメージや堅苦しいイメージがある。3月の人権ミーティングの試行をしてみて、今後は、生きにくいと思っている人の意見をいかに聴くかを中心に考えていかなければならないと思う。

●人権ミーティングの反省について

(委員) 第1回の試行は、人権さんに掲載して参加者を募集する形で実施した。参加者は少なかったけれども、参加者からはいろんな話をきくことができたし、提言について公に説明することができた。これらの意味においては一定の成果があったと考える。しかし、参加者の人数からすると人権ミーティングのやり方について修正していく必要がある。

(委員) 原点に戻ってみて、この会の目的は何なのかを今一度考えてみると、千葉県条例の話が発端で、当事者から本当にしんどい話、苦しい話を聴き、そこから様々な問題に対して解決できる制度を考え

ていくことであつたと思う。3月の試行では、人権ミーティングに行って、自分の悩みについて話を
するのか、人権の施策について話し合うのか、どっちつかずの会になってしまっている。ただ、人数
は少なかったにしろ、来ていただいて、しんどい話をしていただいた方もいらっしゃるの、その方
たちのことを考えると話の内容については外部にださないという配慮も必要である。

(委員) 一番の問題は、人権ミーティングのチラシ、新聞記事を見て行きたいと思うかどうかである。自分
もチラシを見て行こうと思うものは、よほど興味がある内容でないといけないし、たとえ今困ってい
ることがあって興味があつたとしても、自分のしんどいこと、そのしんどさが本当に大きければ大き
いほど、全く知らない大勢の人たちの前ではやはり話せないと思う。これからの人権ミーティングは
内容を少し修正して、団体に絞って話を聴かせていただくことを主目的としていくべきである。

(委員) 3月の試行では、提言についての意見、人権侵害の実態について、課題解決のための人権施策につ
いての3つの柱で話を進めていった。話し合い内容に我々がよくばり過ぎていて焦点をしぼりきれな
かつたのではないだろうか。試行を経てかなりの修正を加えなければならないと思う。これからはテー
マを絞り、また対象についても絞っていく必要がある。今、どのような問題が起こっているのかを聴
くのであれば、それぞれ今相談を受けられている人から聴かせていただくことも考えられる。

(委員) 私たちは、千葉県での苦労話も聴きながら、この三田市では人権というテーマのなかで、基本は人
権侵害をされる側、差別されている人たち、障がいのある人や在日の人たち、女性であつたり、子ど
もであつたり、その人たちの声をしっかりと吸い上げたいうで議論をして提言書に加えていかなけれ
ばいけないと思う。

(委員) 人権侵害に関していろんな相談があるなかで、はたしてその問題がしっかりと解決されているのか、
私たちは、この三田市で人権侵害が起こって、それが解決されないままにしておかないために、どの
ようにすればいいのか。その一つが、人権センター機能として人権に関する総合相談窓口の開設であ
り、今検討している救済制度ではないか。具体的な、当事者の話を大切にしていかなないと、机上で議
論しているだけでは、本当の意味で良いまちにはならない。従って、原点を見直すなかで人権ミーテ
ィングを実施していくべきだと思う。

(委員) 私たちは、本当にしんどい人、本人もその親も、いっぱい知っている。そこには、いろんな具体的
な悩みがいっぱいある。本当の意味で、そんな話がどこまでわかってもらえるのかという思いがあつ
て本人たちは、親たちは、このような場に来て話そうとは思わないと思う。当事者からの意見を聴こ
うというのであれば、そこをどのようにして克服していくかである。当事者たちは、いろんな会合の
なかで悩みを出し合っている。この会のメンバーが、そんな会に参加させていただくとか、やり方は
いろいろあると思う。

(コーディネーター) 昨年度の3月の試行を経て、結果的に今年度の人権ミーティングは方向修正をしていくと
いう意見が多いように思う。一つは、話し合いという形式ではなく、困りごとを聴かせていただくス
タンスで実施する。試行では3つの柱で実施をしたが、今後は、そのうちの一つの柱である困りごと
について聴かせていただくことを中心とする。もう一つは、参加者を募って各地域別の実施していく
やり方から対象を絞って団体からのヒアリングという形で進めていく。当事者からの人権侵害の状況
等の聴きとりを基本するが、それが難しければ、相談員からの聞き取りも視野に入れて実施する。そ
してもう一つは、話に来てください、というスタンスから、私たちが聴きに行きますので話を聴かせ
てください、というスタンスに変更する。だから、話を聴かせていただける団体や当事者の方々の集
まりに多少の無理をしてでも行かせていただく方向とする。また、ヒアリングの部分はクローズの非
公開とし、議事録にも聞き取りの部分は載せない。

(委員) 今年度の人権ミーティングの形をもう少し具体的にしていかなければならない。団体から話を聴か
せていただきにしても、どの団体に声をかければいいのかわからない。例えば、6月は、障がいのある
人の団体に話を聴かせていただくこととして、7月以降の具体的なスケジュール案を事務局から示
してほしい。一部、先行させながら、今後のスケジュールについて検討していきたい。

(委員) 障がいのある人、関係者から話を聴かせていただくのであれば、まずは作業所連絡会のメンバーさ
んから話を聴かせていただきたい。

(委員) この話をさせていただいたときに、作業所連絡会のメンバーは、しんどい話、つらい話をさせてい
ただいて、それがどんな形で活かされていくのか、はたして本当に活かすようにしていただけるのか、
そんな話がまずはでてくると思う。自分たちの話が活かされるのであれば応じましょう、というこ
とになると思う。

(委員) その点は、私たちも今まで、誰もが幸せを感じることができるまちをめざして、いろんな視点で話
をし、提言書を市に提出してきたわけである。今回についても、本当につらい思いをしている人を救
済していくために話を聴かせてほしい。聴かせていただいた話をぜひ救済制度の確立に活かしてい
きたい。

(コーディネーター) それでは、一度作業所連絡会の皆さんに話をさせていただき、良ければ皆さんが集まられるときに合わせて、私たち委員が話を聴きにいかせていただく。従って、ここでは日程を決めることはできないので、まずは作業所連絡会との調整について事務局で行ってほしい。

第5回A分科会

開催日時：平成23年10月6日(木)10:00~12:00

開催場所：三田市役所西3号庁舎3階小会議室

●委嘱状の交付

新委員へ市民協働室長から委嘱状を交付した。

●自己紹介

委員、事務局がそれぞれ自己紹介を行った。

●公募型人権ミーティングの実施について

(コーディネーター) 市民が気軽に相談できるだけでなく問題解決につながる場が必要である。市民からどんな相談があっても、それを解決する場としてどのようなものがよいか、実際に市民の思いを聴かせていただいたうえで考えていくことが人権ミーティングの趣旨である。今日は、人権ミーティングを開催するか、しないかを決めていただきたい。

(委員) 仮に人権ミーティングを開催するとなれば、いつ開催するのか、またその後の作業日程はどうか。

(事務局) この3月には第3期の提言を提出していただかないといけない。また4月に提案したスケジュール案を基に考えると、1月~2月に委員会開催を1回追加すれば11月に人権ミーティングを実施することは可能である。

(委員) 3月の第1回人権ミーティングを試行として実施した以上、第2回目の人権ミーティングは実施すべきである。当事者ヒアリングと併せてできるだけ多くの声を聴き提言に活かしていくべきである。

(委員) 第1回の人権ミーティングでは「知ってもらう」「話を聴く」の両方に重点をおいたために焦点が絞りきれなかった。その反省として「話を聴く」ことに重点をおいて、当事者からのヒアリングを実施してきた。このような流れから言うと、人権ミーティングも「話を聴く」ことに重点を置くべきではないか。

(委員) 支援団体から話を聴くと、各個人から話を聴くと細かい悩みがあるのに、それがまとめられた意見になってしまう。人権ミーティングでは、個人としての話を中心に聴けると思う。また、当事者や支援団体に話を聴くときに、総合相談窓口の開設についてもPRするべきだったのではないか。継続的にPRしていくことで、まず多くの方に知ってもらい、今後、提言をもとに救済、支援体制を整えていくことで良い形になっていくと思う。

(コーディネーター) 市の人権に関する総合相談窓口について事務局から説明願いたい。

(事務局) 今年の7月10日から人権に関する総合相談窓口をスタートしている。相談員は人権推進課の職員である。傾聴するというスタンスのなかで相談を受けている。今のところ専門の相談員も配置できていないが、まず始められるところからということで進めている。

(委員) 確かに、総合相談窓口は必要である。なんでも相談を受けるという基本スタンスのなか、この総合相談窓口が、今までよりも利用しやすく安心して聞いてもらえる場として開設したことは重要なことである。しかし、ただ傾聴だけでよいのかという疑問が残る。どのように救済、支援を行っていけばよいか提言していく必要がある。

(委員) 今年度に入って当事者からのヒアリングを実施してきている。いろんな方からいろんな話を聞かせていただいた。いろんな方から話を聴かせていただいただけで、何も出来なかったが、実態を再確認する場として大変良かったと思っている。

(委員) 当事者や支援団体の皆さんからいろんな話を聞かせていただいて、今度は私たちが救済、支援の体制を考えていかなければならない。総合相談窓口は、今回のように場所を作っただけで終わりではない。単なる窓口でなく、救済や支援が総合的に行える一つの機関として充実させていかなければならない。この相談機能の他に人権センターには、教育や啓発、研修の機能も持ち合わせ、それら機能が互いにつながりあって質を高め人権に関して総合的に実践していくことが必要である。

(コーディネーター) 人権ミーティング、ヒアリングと聴かせていただいた話を整理して、次のステップである救済、支援の体制についての検討に移らなければならない。人権ミーティングを実施した場合の今後のスケジュールについて、再度事務局から説明いただきたい。

(事務局) 今年度最初の会、第4回のA分科会で今年度のスケジュール表をA・Bともに渡した。そのスケジュールからすると予定よりも若干遅れている。当初は、10月、11月で、ヒアリングやミーティングの整理をかけ、今後どのような救済、支援体制ができるのかを話し合っていた予定であった。今回、2回目の人権ミーティングを開催するならば、当初の予定で月1回A分科会を開催するところを月2

回にすれば可能である。ただし、人権ミーティングの開催は11月下旬か、遅くとも12月の初旬に実施しないとイケない。

- (委員) 11月にやっちゃダメだと、その後の整理や検討ができない。当事者ヒアリングの結果の整理については、人権ミーティングの準備と同時並行で行っていくべきではないか。
- (コーディネーター) 来年3月にはA分科会、B分科会合同の委員会を開催し、全体を確認しなければならない。年度内に市長に答申するというスケジュールで進めるのなら、素案の検討で1月～2月に各2回集まればよい。11月下旬、平日の夜に実施する方向で委員の日程調整を行いたい。⇒11月30日(水)に決定
- (委員) 人権ミーティングを行うのであれば、今まで実施してきた人権ミーティングや当事者ヒアリングに参加した人を含めて、さらに人権に関心がある人がもっと増えていくような形にしていけるべきである。
- (コーディネーター) 日程を11月30日とし、早急にPRについて、市の広報とチラシの配布を事務局にお願いする。次回は、人権ミーティングの詳細について、また今まで実施してきたヒアリングの結果の整理方法について検討する。

第6回A分科会

開催日時：平成23年10月27日(木)10:00～12:00

開催場所：三田市役所西2号庁舎2階会議室

●人権ミーティングの実施について

- (事務局) 人権ミーティング(案)について説明。
- (コーディネーター) 事務局からの説明について意見を聞かせていただきたい。まず開始時間について、案では19時30分となっているがこれでよいか。
- (委員) 大阪や神戸に通勤している人たちにとっては、19時30分に開始し21時に終了することで来やすいのかもしれない。
- (委員) 第1回目の人権ミーティングのことを思うと2時間はいると思う。終了時間を21時に設定すると開始は19時になる。
- (コーディネーター) 19時にスタートし、遅れて来られた人でも入りやすくすれば良いのではないか。案ではグループで話し合っ、最後に出された意見を共有する時間が取られていない。それはもったいない感じがする。
- (委員) グループに分かれて討議をした場合、最後にどのような話があったか互いに発表しあう方法をよくとるが、今回の人権ミーティングは、私たちが「話を聴く」ことにウエイトを置いているため、果たして話を共有する必要があるのか十分に考えなければならない。
- (委員) 互いが発表するにしても司会がまとめるのは無理である。また出された話が、深刻な人権侵害の事象であった場合、正確に伝えることができるのか、またそのことを参加者が共有してどうなるのか。
- (委員) 自己紹介にしても、このグループだから話せたという人も中にはいるだろう。そのような人は、全く知らない人たちに自分のことを話したくはないと思う。なぜ共有しなければならないのかかわからない。そのようなところに時間をかけるのなら、もっと話を聴くところに時間をかけるべきである。
- (コーディネーター) やはり別のグループでは、どのような話がされたのか気になる人もいる。またグループの報告を聞いて新しい発見をする場合もある。各グループで、どうしても全体に伝えたいことがある場合に、しかも話をだされた本人の理解が得られた場合に限り報告するようにさせていただきたい。当日は、18時30分に集合して役割分担等を決めたい。

●当事者ヒアリングの整理の仕方について

- (事務局) 当事者ヒアリングの結果における資料について説明。
- (コーディネーター) 当事者ヒアリングで出てきた話を今後どのように整理をすればよいか意見をいただきたい。
- (委員) ヒアリングをした内容についてキーワードや気になった内容、事象をカードにして、グルーピングをしながら意見交換を行い、一つの柱を見つけていけばよいのではないか。
- (コーディネーター) 模造紙一枚と四角い付箋を用意してもらって、キーワードなど付箋に書きだし貼っていく方法がよい。まずは人権ミーティングや当事者ヒアリングで出された内容を整理していくことが重要である。
- (事務局) 今後、当事者ヒアリングや人権ミーティングで出された話について整理していかなければならないが、その場合、個人情報の保護という視点や出された内容を整理するという意味で、委員会としてではなく作業部会としての位置づけで開催したい。
- (コーディネーター) これからの提言のまとめのプロセスは非公開としての作業部会で開催する。

- 三田市人権のまちづくり推進委員会 A 分科会の答申（提言）について
- （コーディネーター）資料について説明。
- （コーディネーター）実際に円卓会議も実施できる機関として提言しており、人権オンブズパーソン機関という名称が良いかどうかはわからない。人権オンブズパーソン機関は、代弁者としての活動、円卓会議としての活動ができる救済・支援の第3者機関として設置を望むものである。
- （委員）今まで円卓会議について高いウエイトをもって話し合ってきたが、案にあるように人権オンブズパーソン制度のなかで、その機能を発揮できるような仕組みを持たせた方が、初めて見た人にとってはわかりやすい。
- （委員）「総合人権相談機関」という名称について、今まで話し合ってきたイメージと提言案、そして図の整合性をとる必要がある。
- （委員）人権センター＝総合的な人権相談・救済・支援体制ではないので、そのことを図で表わす必要があるのではないか。
- （委員）私たちは、人権センターの様々な機能の一つである相談・支援機能について検討をしてきている。その機能において、相談者に対して、どのような救済ができるのか、支援ができるのか、そしてそれらを実現するためにどのような体制を組めばいいのかを話し合ってきた。したがって、人権センターの相談・支援機能以外の様々な機能を提言に表現すると、かえってわかりにくいものになってしまう。
- （委員）イメージ図において、枠を追加し大きな枠で「人権センター」を、その中に「総合人権相談機関」の枠を描くことで、その関係性を表現してはどうか。さらに、注意書きで「総合人権相談機関」は、人権センターの一機関であることを表記すればよい。
- （委員）提言においては、原案では、人権相談・救済・支援体制について文言の不統一が見られる。統一しておくべきである。
- （委員）当事者ヒアリングの実施の説明では、課題を表現していくなかで、当事者や支援団体等からのヒアリングといった表現にした方がわかりやすい。
- （委員）今まで、人権ミーティングやヒアリングをしてきて、ある一つの問題を中心にして、人と人との出会いやつながりの場を創出していくことがいかに大切であるかがわかったような気がする。そのようなことを今回の提言で表現できればと思う。そして、啓発の分野になるかもしれないが、一つのまちづくりの在り方として、ある相談を通して地域の住民がつながっていき、人権意識が高くなることで、誰もが住みやすいまちを創っていくことができればよいと思う。
- （委員）提言案の「見えにくい人権侵害の実態」という文言表現は、私たちの感覚に適した表現ではない。当事者が主張しにくい問題も含めて、様々な種類の問題が現実には、しかも複合的に存在している。そのことはヒアリングをしたことによって、その現実を改めて見つめ直すことができた。第3期の委員会は、人権ミーティングや当事者ヒアリングを行い、当事者を含めた関係者から直接に声を聴くことで、最終的にオンブズパーソン機関という救済・支援の方策を見出してきたので、この点については適切な表現で記述しておく必要がある。また相談や救済・支援のあり方を模索するためにヒアリングをして実際にしてきたが、実際に困っている人の声を聴くと、同じ立場の人がつながっていくことの大切さ、一人一人の人権教育の大切さなど、改めて痛感したことが多かった。
- （委員）「初期面接」は、実際には面接だけでなく、電話や文書で相談もあるため、「初期相談」という文言の方が適しているように思う。②では、「迅速かつ柔軟に対応」を「適切に対応」に言い換え、③においては「人権問題の相談・救済・支援機能の質の向上」というよりも「人権問題の相談・救済・支援機能を充実させる」の方が適している。
- （委員）③の「市庁内の他機関と有機的に連携する」において、市庁内に限定してしまうと第3者機関であるオンブズパーソン機関との連携が入らないことになるので、文言表現を変える必要がある。また「期待される」という表現を「必要である」に変更する。
- （コーディネーター）③の意図としては、人権センターの相談を担当する部門と他の部門例えば、啓発を担当する部門や教育を担当する部門などと連携をしていく必要があるという意味であり、他の部門とつながっていくことで三田市全体の人権施策の向上をめざすことを伝えていきたい。意味が十分に伝わるような表現に変更するとともに大きな流れとして最後に記述する。
- （委員）オンブズパーソン機関の説明において、実際にオンブズパーソンが入って一定の解決をみたのならば、人権センターに結果報告を行う必要がある。解決までの経過や結果をフィードバックしていくことで、相談だけに終わることなく次に啓発や教育に活かすことができる。

- (委員) オンブズパーソン機関の対応だけでなく、それまでの様々な経過も含めてオンブズパーソン機関から人権センターに返してもらうことで、人権センターで相談を受ける側の学びにつながると思う。例えば、ある支援者が当事者にとって良かれと思ってしたことが、結果的に逆の方向にいつてしまったことなど、一つ一つの事例からいろんなことを学びとることもできる。その学んだことを次に活かしていくことも人権センターの大きな役割であると思う。
- (委員) 今回の提言に載せることができるかどうかかわからないが、ヒアリングをしてきて、当事者を支援している人たちをサポートしていくことも必要であると感じた。
- (委員) この委員会で行ってきた人権ミーティングや当事者ヒアリング、またこれからこの提言に基づいて打ち出される様々な人権施策など通じて、それぞれの人権感覚がさらに磨かれていかなければならない。それは市の職員、学校の先生、当事者の団体や支援する人を含めて、みんなが今の感覚で十分というのではなくて、感じ方や気づき方などもっともっと磨かれなくてはならないと思う。個人の感覚が今よりさらに良い方向に変わっていくことで部署や団体なども変わっていき、結果的に三田市全体が変わる。
- (委員) 救済・支援の仕方のなかで、部署に関わらず、とことんしていただくことが必要であるし、もしできないことが制度に原因があるのなら、その制度を変えることを視野に入れて考えていただきたい。そのようなことも個人の感覚を磨くことから始まるように思う。
- (コーディネーター) 今回の人権ミーティングでもそうであるが、実際に来られた人、来たくても来れなかった人、行っても仕方がないと思っている人いろんな人がいる。今までいろんなところで相談に行かれ、なんとかしようとして頑張ってきた方々、しかし方法がなくて、結果的にどこに行っても仕方がないと思ってしまう方も中にはいると思う。しかし、この委員会で検討してきたことが実現していくことで、自分を支えてくれる人がいるという気持ちのなかで前向きになることができたり、少しでも解決に向けて光が見えてくるようなことがあればすごく良いと思う。本当に困っている人にとって希望が見えるような相談、救済、支援体制が組めれば良い。今回の提言案(「作成にあたって」「提言詳細」を含めて)について、事前に修正・追加の文言を事務局に提出していただきたい。

第8回A分科会

開催日時：平成24年2月20日(月)18:30~20:30

開催場所：三田市役所西3号庁舎3階小会議室

●三田市人権のまちづくり推進委員会 A分科会の答申(提言)について

- (コーディネーター)今日は、前回に引き続き提言書(案)について意見をいただく。その前に、今回の提言に対して急ぎ追加事項があるそうなので、先にそのことについて討議をしたい。説明をお願いする。
- (委員)平成17年に兵庫県で行政書士による戸籍等の不正取得事件が起こった。本人が知らないうちに戸籍が行政書士によって不正にとられた。その行政書士は不正にとった戸籍を1枚3,000円で売り払っていた。この事件は大きな問題となって、結果的に戸籍法等法律の改正にまで至った。その時に、三田市も二人の方が三重県の行政書士に戸籍を不正にとられており、このことは人権侵害であるとの認識から、三田市行政は被害にあった二人に戸籍を不正にとられた旨告知した。このことは全国的にも先進的なこととして、昨年1月に姫路市で開催された全国人権啓発集会で三田市の前人権推進課長が報告をされた経緯がある。ここ数年、登録型の本人通知制度を実施する市町が出てきている。大阪の狭山市が全国で初めて導入して以来、埼玉県全ての市町、大阪の高槻市や箕面市などである。兵庫県内の市町ではまだ実施していない状況である。この制度は、人権侵害を未然に防止する抑止力となりうる制度であり、起こってはいけませんが、もしそのような人権侵害事件が起こったとしても、救済や支援につながっていく制度と成りうるので、今回市役所に提出する提言書に、この制度導入の実現について追加をお願いしたい。
- (コーディネーター)この登録型本人通知制度について、市行政における現状について事務局から説明願いたい。
- (事務局)登録型本人通知制度について市の現状を説明
- (委員)前回の委員会で配布いただいた資料、また以前に三田市役所から不正に戸籍をとられたこと、さらに昨年三田市の前課長が発表されたことを考えると、ぜひ登録型の本人通知制度についても提言書で一項目設けて書き加えるべきである。
- (コーディネーター)三田市がその制度を導入して、広く制度についてPRすることで、身元調査等の人権侵害に抑止がかかれば良いと思う。本当に大切なことである。文言表現については、少し考えなければならないが、登録型本人通知制度の導入について提言に追加していく。次に提言書(案)について意見をいただきたい。
- (委員)「人権センターは、」で始めると意味が分からなくなるので、第1期、第2期を踏まえうえで人権センターに触れておく必要がある。

- (委員) 総合人権相談機関の括弧は、別の強調する記号に変更する。
- (コーディネーター) 意見集約の中で、「人権センターの相談機能について、待ちの姿勢で相談を受けるだけでなく、今回の人権ミーティングやヒアリングのようにスタッフが能動的に対応していくことも大切である。」といった意見をいただいている。このことについては、今、提言詳細に記載しているがこのような形でよいだろうか。
- (委員) 最初から、相談員が市民のなかに出て行って相談を聴きに行くことは難しい。まずはしっかりと相談を受ける体制を整えたいと、必要があれば出て行かなければならない。すごく立派な文章で理想を書いているが、実際にそれを具体化していくとなると出来ないことが多い。
- (委員) 今回、人権ミーティングや当事者ヒアリングを行うことで多くの得るものがあった。その一つとして、相談業務は、ある意味待ちの姿勢ではあるが、その中にもより能動的な姿勢で行っていくことの大切さを言っているのだと思う。
- (委員) 人権センターのスタッフ、相談員の質が一番大切である。相談者が相談に来られたときに、どのような姿勢で聴くかで、救済や支援につながるか、つながらないかの大きな分かれ目になると思う。つまり相談員の姿勢が最初から無理という意識で聴くのか、何ができるのか、何とかできないかという姿勢で聴くのかによって、その対応も異なるし相談者の気持ちも違ってくる。そのような視点をしっかりと持てるように人材育成をしていく必要がある。
- (委員) 一回相談に来て問題が解決するケースは少ないと思う。問題の質にもよると思うが、何年かかかって、ちょっと変わってきたかな、というケースがほとんどではないか。そうすると余程すばらしい人が継続的に相談員になっていただかないと難しいのではないかと思う。
- (委員) 最初から相談員としての資質が高ければよいが、それも相談を受けていくうちに、継続的に研修を受けていくうちに高くなっていくものではないか。相談員も臨床心理士でないといけないというのではなく、臨床心理士もいれば、弁護士もいて、人権感覚が高い人もいて、そんな相談機関であってよいと思う。いろんな考え方のなかで三田流のやり方をしていけば良い。
- (コーディネーター) 今回いただいた意見に基づき、再度この提言案について、見やすい形で修正を行い次回の全体までに委員に見ていただきたいと思う。

X B分科会 会議の概要

第1回B分科会

開催日時：平成22年12月16日(木) 19:00~20:30

開催場所：三田市役所南分館 6階会議室

●三田市多文化共生推進基本方針に基づく施策の実施方法、課題等について

欠席委員からの意見紹介

- ①子どもの成長に係る問題(例：多文化共生文化祭など)
- ②三田市の人権の歴史資料の収集と研究の開始
- ③新規外国籍住民への情報提供のあり方(新規外国人登録の時など口頭で説明)

(コーディネーター) 今日、三田市が多文化共生のまちづくりに向けて、どのような施策が必要か、どの視点に重点をおいていけばよいのか、あるいは、現場における課題等自由に話していただきたい。

(委員) 三田市内の公立小中学校に通っている外国人は約30人。そして、一番多いのは在日コリアンである。三田市での状況ではないが、近隣のある市では、ここ1~2年でベトナム人の子どもが多く入学してきている。父親が日本人、母親が外国人でしかも日本語が十分でない場合、かつ父親の子育て参加が不十分な場合には、子どもの日本語としての母語形成が十分育たない。そのような子どもは、小学校に入る段階では日本語能力が不十分な状態であり授業での理解が進まない。これは、外国籍の子どもだけでなく、日本国籍ではあるがニューカマーの子どもも含めての話である。特に日本国籍の子どもではこのような場合、表にあらわれにくい状況となる。このようなことから子どもたちへの学習支援がすごく大切であると思う。学習支援の場があることで、子どもたちは安心できるし落ち着くことができる。また、学習支援の場に子どもが来ることで、その子どもの家族にも良い影響を与えることができる。日本語教室にアクセスできる子どもは良いが、できない子どもはしんどい思いをずっと溜めこんでいなければいけない状況である。

(コーディネーター) 今後、子どもの学習支援については、益々大きな問題になってくることが予想される。三田市においても教育委員会も含めて市として、子どもの学習支援をどのように認識するのか、取り組み方などどのように対応していくのか考えていかなければならない。

- (委員) 多文化共生の言葉や知識、またその意味についてどこまで一般的になっているのか疑問なところが
あり、基本的なところから啓発をしていく必要がある。
- (委員) 市民、企業、行政、議会も含めて意識啓発は絶対に必要なことだと思う。三田市の外国人市民の数はそれほど多くない。そのなかで外国人市民への支援や政策を考えていくためには、すくなくとも自分たちが住んでいるまちで、さまざまな外国人の問題があるということをしかりと認識していくことが必要である。
- (委員) 多文化共生とは、外国人と日本人という関係だけでなく、日本人同士においても言えることだと思う。例えば、先の子どもの話でいうと要するに居場所の問題であり、それは日本人の子どもにも言える。多文化共生というと外国人や外国文化など外国人のことと思いがちであるが、実はそうではなく日本人に対しても同じようにあてはまる。個人、個人を大切にしていこう考え方が大切だと思う。外国籍の子どもたちが支援を受けて、なんとか乗り越えていく“今”の体験が、これからの成長過程においてかけがえのないものになると思う。そう思うと、これから 10 年先のことを考えて、子どもたちに何をどのように教えていくかをもっと考えていかなければならない。
- (コーディネーター) 日本においては外国人が集住している地域とそうでない地域がある。例えば、浜松など日系ブラジルの方が非常に多く住んでいる地域があるが、三田では、それほど多くの外国人が住んでいるわけではない。外国人が多く住んでいる地域では、外国人の施策が喫緊の課題であるためそれなりに進んでいて行政も市民もそれなりに意識が高い。しかし、それほど外国人が多くない地域では、まだしなくていいのではないかという意識になりがちである。三田市では、これから外国人、外国にルーツをもつ人が少なくとも増える傾向にあり、その時には、かなり本格的にその課題について取り組まなくてはならない状況になると思われる。今のようにまだまだ課題が小規模で、対象者も少ない段階から取り組んでいくことで、様々な経験やノウハウを積み重ね、三田市として進むべき方向性をはっきり示して、進んでいくほうがよいのではないかと思う。多文化共生とは？どのような意味か、どのような状態をいうのかなど話し合うことも今だからできることだと思うので、多文化共生に関するさまざまなお話をしていただければと思う。
- (委員) そのようなことから言えば、外国人がそんなに多くない状況のなかで、多文化共生に関する委員会があること事態すごいことだと思う。
- (委員) 多文化共生をめざして優先すべきことを考える場合、相手の方にとって何が優先されるべきかを考える必要がある。その場合、外国人の相談窓口開設を最優先に考えるべきだと思う。
- (コーディネーター) 今三田市では、外国人や外国にルーツをもっている方々に対しての相談体制は、どのようなになっているのかお話をしたい。
- (委員) 現状、三田市国際交流協会が委託を受けている市の国際交流プラザで、相談に来られた外国人の内容の概要を聞いて該当する所を案内しているにとどまっている。
- (委員) 外国人の相談に関して、団体で相談にのっている案件がある。市役所の時間外や市役所の管轄外のもが、自分たちのところに相談として入ってくるので、通訳を当事者の方をお願いすることがある。そんななかで思うことは、今後行政で相談に対応していく場合には、当事者である方、特に外国人の人口構成を考えると中国の方に通訳として入ってほしいと思う。当事者であれば、母国の文化も知っていれば、言葉も知っていて、その人が日本で自立して生きているという意味で、相談者にとって良いモデルとなり、すごく力強い存在となる。また外国人を通訳とすることで、自分も三田市のまちづくりに参加しているという意識ができると思う。三田市には関西学院大学もあり、多くの留学生がいて、その留学期間終了後に雇用することも考えられる。
- (委員) 在日コリアンは日本人でもなければ韓国人でもない、という話を当事者から聞くことがある。簡単に多文化共生という綺麗な言葉で済ますのではなく、そんな思いを私たちが十分に受け止めることができる社会にしていくべきである。決して権利と義務の関係、また法的な関係ではなく、人としての思いを大切にしていきたいと思う。
- (コーディネーター) 今日は、委員の方々から外国人をとりまく状況や多文化共生についての思いなどいろんな観点から話を聞かせていただいた。次回は、今日の内容を継続させていきながら、どのような視点から提言をしていくのかを検討していきたい。

第 2 回 B 分科会

開催日時：平成 23 年 2 月 10 日（木）19：00～20：30

開催場所：三田市役所南分館 6 階会議室

●三田市多文化共生推進基本方針に基づく施策の実施方法、課題等について

- (コーディネーター) この会の役割は、平成 21 年策定の三田市多文化共生推進基本方針の推進にあたってどこに課題があって、何を緊急にしなければならないのかを市民の視点で提言していくことである。今日

は、前回に引き続いて、多文化共生に関する問題・課題など個人、団体の活動等からお話いただき委員皆で共有していきたい。

- (委員) 何を重点として取り組んでいくかということで3点話をさせていただく。1点目、子どもに関する問題である。三田市の場合、外国人の集住地域でないために“出会いの場”が必要である。出会いの場があることで、見本となる生き方を見つける可能性がある。自分のもっている文化とは異なる体験ができる。国際交流デイや三田マダン、フレンドシップ デイ イン サンダと大きく3つのお祭りがある。これらの祭りにつなげていく仕方で多文化共生文化祭を実施してはどうかと思う。そのような場ができると、外国籍の子ども、または外国にルーツをもつ子どもが一人でもいれば、そこに出場できて自分のルーツを発表できたり、自分を表現できたりできる。二つ目は、人権に関する資料収集の件である。資料収集には時間がかかるし、それに基づいて調査・研究をするのなら、今すぐにも始めなければならない。三田にも藍本のトンネルがあるが、そのようなところをビデオにとって、目で見れるようにするのも一つである。また古代から近代までの朝鮮半島と三田の文化の関わり、また外国人だけでなく部落問題などの資料を収集して、五感で学べるものが必要である。三つ目は、外国人に情報が確実に伝わるようにしてほしい。例えば、新規で三田に外国人が登録に来た場合、登録窓口で日本語サロンのチラシを渡すようなことをしてほしい。
- (委員) 出会いの場のイメージをもう少し詳しく話してほしい。毎年している WAIWAI デイキャンプのイメージか？
- (委員) 出会いの場では、在日外国人と日本人との出会いもあれば、在日外国人同士の出会いの場もある。外国人同士の出会いからは、生き方の違いを学ぶ機会にもなりえる。同じ立場や境遇にある子どもたちが、出会いによって自分の立場を理解したり、自分の問題を解決できたりする。文化祭にこだわっているのではなく、出会いの場を作っていくことで、違いについての様々な発見や学びがある。また、国籍にこだわらず住民という捉え方のなかで、一人一人の違いを理解することが大切である。そのような考え方が広まってほしいので、外国人だけではなくて、日本人の参加も得られるようにしたい。
- (委員) 出会いの場という意味で、同じ小学生でも低学年と高学年では、異文化体験の内容が異なる。また民族舞踊や楽器の演奏などは、実際に聞いて五感で異文化を感じたほうが絶対に良いと思う。歴史の問題でも視点を変えて情報を提供すれば、たくさんの人の共感を得ることも可能である。
- (委員) 外国人登録の窓口では、情報を手渡しせず、パンフレット立てにおいてあるだけだったりして、外国人へ情報がうまく提供できていないのではないか。
- (委員) 三田市国際交流協会では、3月7日から4月25日までの間、市民課の外国人登録の窓口に、週1回、英語と中国語の通訳を試行として配置する。
- (コーディネーター) 情報提供に関しては、現在どのような仕方をしているのか調べる必要がある。それに基づいて委員の立場から様々なご意見をいただきたい。
- (委員) 先日、在住外国人教育研究協議会の研修会で阪神間の学校から発表があった。普通、学校で外国籍の子どもがいたとすると、学年があがってもその子どもの実態が引き継がれていかないという課題がある。その学校では、個人ごとにカードを作っている。そのカードには、子どもにどのような文化的背景があって、どの点に配慮していくべきか等書かれている。その子どもは個人カードをもって上の学年にあがる。そうすることで、先生は、様々な子どもの状況に配慮することができ、その子どもの成長、発達に則した関わり方ができる。
- (委員) 三田の場合、場所が広く、市内で外国人が点在している。幼稚園、保育園、小学生、中学生、高校生、それぞれ卒業すると先生はそれぞれ終わるため、全体的にサポートしていく人間が必要である。最近、日本国籍の子どもで外国につながる子ども、特に幼稚園、保育園の子どもの言語形成に問題が出てきている。両親が二人とも働きに出ていて、帰りが遅くなることで日本語を話す機会が減るため、母語としての日本語の言語形成ができにくくなる。そのような状況を把握できているか、できていないかで、小学校入学時に言語の支援が必要か、必要でないかが変わってくる。そのようなことを把握していく後ろ盾の機関が必要である。そのような機関があって、子どもの状況を把握していると、転居したときに次のところに情報を提供していける。
- (コーディネーター) そのようなシステムをとっている事例はあるか。
- (委員) 大阪府では、大阪府教育委員会が府内の子どもの状況を把握し、もし引っ越ししても大阪府内ならば、次に受け継がれるシステムがある。今、幼稚園、保育園、小学校、中学校と情報が分断されているので、例えば、三田でもそのようなシステムがあれば、学校の先生にとっては非常に助かると思う。また、このシステムは、外国籍の子どもだけでなく、日本人の子どもにも適用できると思う。子どもの言語形成の問題については非常に気になる。小学校入学前に子どもと保護者を集めてのオリエンテーション開催時に、その子どもの状況、親の状況を把握することで、日本語の教室にアクセスできる、学習支援につなげる、情報が届いているか届いていないかによって必要な情報が提供できるなど

次につなげていくことができる。外国人の親にとって、日本語教室へアクセスすることは非常に重要で、本人の自立にもつながっていくものである。そのような仕組みを作っていかなければならない。

- (委員) 子どもが小学校入学のときに書類を書くが、その書類で、外国籍の子どもかどうか判断できる。しかし、外国にルーツがあって日本国籍である場合には、学校の先生の関わりのなかや本人からの申告でしかわからない。オリエンテーションや家庭訪問などでは、そのようなことも想定しておく必要がある。
- (委員) 現状では、保育園の人たちにはこのような実態についての研修を受けてもらう機会があまりない。しかし、これからは研修の機会を作っていかなないと、外国籍の子どもの支援体制の仕組みを作っていくなかでは、絶対に必要な部分である。
- (委員) 現実の問題と役所の区分が対応しておらず、幼稚園は教育委員会部門であり、保育所は福祉部門であるため、現状の共通理解はできていないと思われる。対象は、同じ外国籍の子どものことであるため、この委員会からの提言によって、異なる部署の共同作業によって仕組みを作っていく必要がある。
- (委員) 神戸市では、担任の先生から教頭、校長に報告され、そこから情報が切れずに教育委員会に報告があがる。そして、教育委員会から課題解決のために団体に相談が入ってくる。そのようなシステムが経験から活きたものとなっている。
- (委員) 仕組みづくりに際して、今の状態では、学校の先生に任せるだけでは無理がある。先生は忙しすぎておそらくできないだろう。家庭、学校、地域と区分するのであれば、地域が学校を支援していくようにしていかなければならない。学校と地域ができるところを役割分担したなかで、情報が途切れることなく伝えられ、必要なところに必要な支援ができるネットワーク支援システムが必要である。
- (委員) 保護者と面談をして、今の状況を把握し課題を発見して、対応していくということは、問題が起こる予防的な意味合いで大切なことである。
- (委員) 問題が起こるといえることは、その人が地域住民として差別を受けていたり、生活ができていく状況にあるということである。本来、問題が起きてはいけないのである。そのような意識で形にしていければと思う。
- (コーディネーター) 教育問題というと子どもばかりに目がいきがちであるが、実は親のしんどさを支援することも大切で、そのことにより子どもの支援につながっていくという重要な視点である。子どもと親の様々な情報に関して、各学校がどのように把握しているのか、それが三田市の全体の支援体制のなかでどのようにバックアップできるようになっているのか、そして理想の体制はどのようなものか、そのようなことを議論していきたい。まずは三田市の支援システムがどのようにになっているのか教育委員会から報告いただきたい。
- (委員) 近隣市町でニューカマーの子どもが増えているところがあり、そのような市町でどのようなシステムをもっているのか参考として調べていただきたい。
- (コーディネーター) それでは、学校に在日外国人がいる場合の支援、個々の学校だけの取り組みではなく、教育委員会としての全体的な支援システムについて、近隣市町の状況も調べて報告いただきたい。
- (委員) 子どもへの支援とは少し内容が異なるが、昨年、兵庫県の宅建協会が入居差別について調べた。その中で、外国人の入居差別があったのは43.2%である。今でもなお国籍による就職差別や入居差別が存在する。また、神戸市で本名の使用率を調べると20.1%しかない。在日コリアンが本名を使って生きにくい状態がまだ残っている。企業のなかにおいても本名を名乗れる環境になっているのか、そのようなことも非常に重要な問題である。
- (コーディネーター) 次回の委員会では、教育委員会から支援システムについて報告を、そして、事務局からは窓口での外国人への情報提供の現状を報告いただきたい。そして、報告を踏まえて協議していきたい。外国人の就労、入居差別については、重要な問題であるが、時間的な関係から次回以降に検討をしていきたいと思う。

第3回B分科会

開催日時：平成23年3月24日(木)19:00~20:30

開催場所：三田市役所西3号庁舎3階中会議室

●三田市多文化共生推進基本方針に基づく施策の実施方法、課題等について

- (コーディネーター) 今日は、三田市多文化共生推進基本方針に基づいて的を絞って話をしていきたいと思う。まずは、今日の資料の説明と調べていただいている学校現場における子どもの支援体制について報告をしていただきたい。
- (事務局) 外国人への情報提供 資料の説明
- (関係課) 学校現場における子どもの支援体制の報告
- (コーディネーター) 今の説明に対して、質問、意見などあれば発言願いたい。

- (委員) ハザードマップは、当事者に関わってもらう方が絶対にいいものができる。
- (委員) ハザードマップを外国人に渡すのはいいが、渡すだけでは意味がない。広い地域になると避難所である小学校に自分一人では行けないと思う。地図を渡すだけでは、自分が今どこにいるのかわからないし、どこに何があるのか全くわからない。まして漢字で書いてあるとなおさらである。地震のない国、災害のない国から来た人にとって、このハザードマップはあまり意味がないので、もっと簡素化した方が良くと思う。また、どちらかと言うと、自分が住んでいる地域がどこなのか、書きこんでいく方がわかりやすいと思う。
- (委員) 外国人だけでなく、日本人にとってもわかりにくいと思う。
- (委員) 今回の大震災について、外国人に電車が不通になっていることや東京電力の計画停電の情報を伝えることは非常に難しいようである。電車の不通の件については、西宮の団体にポルトガル語に翻訳してほしいと要請があったと聞く。今回の場合、どんどん新たな情報が追加されていく状況でリアルタイムに外国語で情報を伝えていくことが重要になってくる。防災のマニュアル、緊急時にどのようにするのも大きな課題であると思う。今回のことを教訓にし、想定される課題をピックアップし対応できるようなシステムづくりが必要である。
- (委員) 市国際交流協会でも、あらかじめメールアドレスがわかっている外国人については、市内の情報に限らず、市外の情報についてもメールで送信している。できる範囲のことはやろうとしている。
- (委員) 極端な例を出すと、「地震が起きました。自分の住んでいるところが壊れかけています。どこに避難すればいいですか。その場所はどこですか。近くに目印はありますか。」緊急時にいかに伝えていくか。そして、避難所へ行けば、そこでの生活に関する情報、食料は配給制であるなど情報の伝達方法を考えておく必要がある。今回の震災に関しては、滋賀県でセンターをたちあげて対応しようとしている。このように連絡の拠点をきっちりとしていかなければならない。全国的にみるとこの拠点の必要性について理解している人が少ない。ただ阪神間は震災を経験しているので十分理解がされていると思う。
- (委員) 兵庫県は地域が広いので、三田市の果たす役割、他地域をカバーすることも求められてきていると思う。
- (コーディネーター) 多文化共生推進基本方針について、2章の2「外国人市民にとって暮らしやすいまちづくり」に4つの項目記載がある。ここに焦点を絞って意見をだしていただければと思う。今までの議論から考えると、最優先事項は、「就学の保障と学習支援」「行政サービスの災害支援」の項目かと思う。多文化共生推進基本方針には、あくまで方針であるために考え方や方向性は示されているが、その具体的な取り組みは示されておらず、そのことについてはこの委員会で検討し答申という形で市に提出していきたい。まず「就学の保障と学習支援」について意見を伺いたい。
- (委員) 子どもの学習支援を1年間してきて思うことは、外国にルーツがあって日本国籍を有している子どもたちの問題が大きいと思う。日本国籍であるがゆえに支援が受けられない現状がある。そのような子どもたちは、本当にしんどいと思う。渡日3年とかの期間にとらわれず、適応教育、それも授業だけでなく学校生活全般についても支援できる体制が必要である。例えば、トイレの文化一つとっても国によって様々である。そんなことを教えてあげられるところも必要であるし、また自尊感情を醸成していける場にすることも必要である。そのようなところがあると、もし学校の先生が忙しくて言えなくても、そこに行って相談すれば助けることができる。三田でも一つの学校を選んでセンター校として実施してもよいと思う。
- (委員) センター校の制度をとることで、同じ境遇の子どもたちが集まることができる。そのような場が必要である。
- (委員) しかし、センター校を作っても来たくないと思う子どももいるだろうし、来ることができない子どももいる。そうなると、各地域で解決していく方が良くのかもしれない。具体的には、学校と家庭と子どもたちが協力して、各学校の中で日本の社会で、より良く暮らすための教育を充実させていく方がよいのではないか。しかし、学校の先生が動けないケースもあるし、学校ごとに対応が異なる恐れもある。
- (委員) 個人情報保護の関係で、外国籍であるということを言われたい限り先生も入っていけないところがあると思うが、家庭訪問の機会を利用して踏み込んでほしい。個人の状況を把握しつつ、先生自身が学んでいかなければならないと思う。
- (コーディネーター) この就学の問題については一年間かけてじっくり話し合っていくつもりだ。いろんな方からいろんな意見をいただきながら、この会としてどのように提言につなげていくかが重要である。もうひとつの話題「災害時の情報提供、支援体制」について話し合してほしい。
- (委員) 防災マップを作るなら、利用者の視点、当事者の意見を取り入れて作らないと意味のないものになってしまう。ここの地域の人の避難所はここですよ、というわかりやすいものが必要だ。そのほかにも、災害が起こったときに、避難所表示の多言語化がどれぐらいできるのかも疑問である。マップが

わかりにくいなどの利用者の声をもっと反映させていければいいと思う。

- (委員) コミュニティが確立できていれば災害時にも助け合うことができる。しかし、外国から転入してきてもコミュニティの築き方がわからない。日本社会に適応していくプロセスをどうやって知ればいいのか、どうやってコミュニティに入っていけばいいのか、そのことがわからずにいると地域に馴染めず、孤立してしまうことになる。外国人登録時に窓口で避難所や自治会の情報、民生委員などの案内、そしてコミュニティの築き方などもあわせて話ができればよい。国際交流プラザでも情報提供しているので、もっと来てもらえるような仕組みづくりをしていかなければならない。
- (委員) 外国人に対する災害時の情報提供は、たとえば「ひょうごEネット」というものがある。必要な人が登録すると、6言語でメールが届く。他にNPOも同じようなサービスを行っている。こういったサービスの案内も外国人登録の窓口を利用して行っていくべきである。
- (委員) 「ひょうごEネット」の加入を促進するために、提供する多言語情報紙に常にアドレスを書いておく方法もよいのではないか。
- (委員) 外国籍の人たちは、けっこう携帯をもっているので、「ひょうごEネット」に登録さえしてもらっていれば情報は届けられる。ただ、今回もそうであるが、携帯のメールが送信できなくなる場合があるので、そのようなときは、避難所で正確な情報を伝えていかなければならない。
- (委員) 国際結婚の場合の離婚率はけっこう高い。離婚した母親は子どもの扶養義務があり日本で引き続いて生活をしていくことが多い。授業料は無料になっているのは良いが、母親一人で育てていることが多く年収が非常に低いケースがある。これは外国人だけではなく日本人の場合も同様である。一番被害を受けるのは子どもであって、奨学金の制度を充実させて、子どもたちが学ぶことを支援しなければならない。
- (委員) NPO含めて民間で奨学金を出してくれるところが増えている。行政だけでは予算の限界があるから企業やNPOなどの支援がないと就学できない子どもたちは結構いる。
- (委員) 奨学金などの制度を利用して、子どもたちはドロップアウトしないようにしなければならないし、支援する側は精神的な面また物質的な面の両面の支援をしていかなければならない。支援を受けた子どもは、将来自分が大人になったときに、今度は自分が支援するリーダーになっていく。
- (コーディネーター) 今日は二つのテーマに話しを絞って話を進めてきた。まずは子どもたちへの学習支援の問題。もう一つは災害時の情報提供の問題。これらの問題については、今日で終わるのではなく、今後も引き続き討議を深めていきたいと思う。

第4回B分科会

開催日時：平成23年6月2日(木)19:00~20:45

開催場所：三田市役所南分館6階会議室

●今年度のB分科会の討議について

- (コーディネーター) 三田市多文化共生推進基本方針の中から課題を取り上げて、具体的に委員会として提言することが我々の大きな仕事である。全般を議論するというよりテーマや項目を絞って、そのテーマや項目に対して実施可能な市の施策として提言していくことが必要である。前回までの議論の中で重要な課題として挙げてきたのは、まずは外国にツールのある子どもたちに対する学習支援、いわゆる「教育」の問題、それから、緊急の課題である日本語を理解できない住民に対する災害時の支援体制や情報提供、もうひとつは、外国人の相談窓口体制がどのように提供されているのかという、主に3つの問題である。できるだけ具体的な、実行性のある提言につなげていくために、次回以降、この場で日本の社会や文化、言語に十分馴染んでいない人たちの声を実際に聞き、提言書に反映させるということを提案したいがどうか。今日の段階では、上に挙げた主なテーマについて、具体的なアイデアや意見を出していただいき、次回へつなげていってほしい。
- (委員) 外国にツールを持つ人たちの中で、通称名を使用せず本名を使っている人には、それなりのこだわりがあるが、本名で生きることによって初めて差別とぶつかるというのが現状である。就学通知の中で本名を尊重する教育をしているという文言を盛り込み、入学してからも本名の大切さを教育するなどの意識教育が必要である。
- (委員) 日本語が十分に理解できない子どもたちに対して、行政として学習支援を行っているか。また、小学校までは授業について行けるが、中学生になると全然授業について行けなくなる子どもが多いと聞くが、その支援は行っていないのか。
- (教育委員会) 日本語が十分に理解できない子どもたちに対しては、県から派遣される「子ども多文化共生サポーター」が授業に入ってサポートをしたり、放課後に担任が日本語の指導をする際に一緒に入ってサポートしながら教えていく取り組みを行っている。市でも兵庫県の制度を補足する意味で同様の制度がある。授業についていけない子どもに対しては、児童生徒支援加配教員が付けば支援も可能だが、

三田市として全部の学校でそのような学習支援をするシステムは今のところない状況である。

- (委員) 民間の学習支援団体や日本語教室の団体、または大学生の学習支援のボランティアなどが市ともっと連携して、授業について行けない子どもたちの学習支援をしていくようなシステム作りができないものだろうか。例えば、夏休みの学校を利用して市民ボランティアと一緒に子どもたちと勉強したり、つながりの場を作ったりできるのではないか。
- (コーディネーター) そのことに関連して、今年で12回目になるが「WAIWAI 子どもデイキャンプ」が毎年行われている。これは、在住外国人の児童、保護者と三田市の先生方が一緒になって遊びやいろんな交流を通じてお互い話し合おうという試みである。
- (委員) 他にも毎月10月に市民と行政が一緒になって企画・運営をする、多文化共生のフェスティバル「Friend Ship Day in SANDA」が行われている。そこでは子どもがほとんど関係していない現状なので、学校と協力をして子どもたちが出し物をしたり、他の学校の在住外国人の子どもたち同士をつなげるといったようなプログラムを組み込み、子どもたちの交流の場にしてみるのも一つの手だと思う。
- (コーディネーター) そういう既成の枠の中で新しい試みを入れていくということは重要であるし、実現しやすいのではないかと思う。さて、困り事や問題点はだいたい出てきたかと思うので、それを改善するためにはこんなことをやったらいいのではないかという提案や、提言につながる具体的なアイデアをどんどん出していってもらいたい。
- (委員) 三田市には、民族学校に通う子どもに対して奨学金制度があるようだが、本当に必要な人にきちんと情報が伝わっているのかが気になる。
- (委員) 外国人に対する入居差別について、兵庫県在日外国人入居協会が兵庫県宅地建物取引業協会と全日本不動産協会兵庫県本部が定住外国人に対する入居差別に係る実態アンケート調査を行っており、6200社の内933社がアンケートに協力し、そのうちの約21%もの家主が入居差別をしたというデータが出てきたが、三田でもコリアンであるということを理由に入居を断られたケースがあると聞いた。三田の宅建業者の状況はどうか。また、問題があった時に、外国人が相談していけるようなところや、サポートしてくれる体制は整っているのか。
- (委員) 三企同には差別の実態のデータはないのではっきりとは申し上げられないが、外国の方から物件の希望があった場合に、きめ細かい対応ができていないし、相談体制も整っていない。会社の中の案内表示一つとっても、外国人に対して不親切であるし、遅れている状況であると認めざるを得ない。
- (委員) 外国人相談窓口が必要だ。外国人に対する相談窓口はもちろん、外国人に関わる、例えば企業などが相談できる窓口も必要だと思う。
- (コーディネーター) それでは、ここからは相談体制に焦点を当てて話し合うこととする。外国人や、外国人に関わる方に対する相談体制の現状はどうなっているか。
- (まちづくり協働センター) 外国人相談窓口として設置しているものではないが、まちづくり協働センターの施設内に国際交流プラザがあるので、外国人から相談を受けることは実際にある。言語についても、限りはあるが可能な範囲で対応している。情報提供については、市広報「伸びゆく三田」の概要を英語と中国語に翻訳したニュースレターを外国人全世界に毎月送付している。その中で、県が設置している「外国人県民インフォメーションセンター」という相談窓口の案内をしたり、ハローワークの情報などを随時提供している。ハローワークは、神戸と大阪に外国語で案内してくれるところがあるし、三田のハローワークにも外国の方がおられる場合もある。また、通訳が必要なケースには通訳ボランティアがサポートすることもできる。
- (コーディネーター) 問題は、日本人の目からみて十分だと思っても、はたして当事者にとっては十分なのかということである。外国籍で特に日本語が十分でない人の意見を直接聞いてみないと、こちらからこれだけやっているからいいということではないと思う。
- (委員) 人権のまちづくり推進委員会の第1期に、人権という大きな枠で総合的な相談窓口のようなものを作ってはどうかという提案をした。その内容は、従来から市には様々な相談窓口があるが、自分の抱えている相談がどの窓口の相談なのかわからないケースも多いので、とりあえずここへ相談に来てくださいという窓口をつくり、相談を受けた担当者が解決できる人を呼んできてアドバイスをするとした相談窓口を設置するというので、行政の中のシステム作りや横の連携をそこがとっていけるような形にしたらどうかというものだ。悩みや問題は外国人だけでなく、日本人も同じように持っている。外国人のためだけの相談窓口というよりも、あらゆる相談を聞いてくれる窓口が必要であると考えられる。
- (コーディネーター) A分科会で、人権センター（相互的な人権相談支援体制）を作るという提言があったと思うが、その後進展等あれば教えてほしい。
- (事務局) 「総合相談窓口」が7月から設置される予定で、庁内の連携も取れるように今準備をしているところ

である。これは新庁舎ができるまでの仮の窓口である。

(コーディネーター) さて、時間が迫ってきたので次回からの進め方についての相談だが、冒頭で提案したように、日本の文化や言語にまだ十分に馴染んでいない外国籍の方の話を聞いてみるのはどうか。主に、テーマに挙がっている「外国籍の子どもたちに対する学習支援」について、子どものいる外国籍の親から話を聞きたいと考えている。それから、実際に現場で指導に当たっている国際理解教育担当の学校の先生方にも話も伺えればと思う。インタビューの部分は非公開とし、議事録にも聞き取りの部分は載せないということをお願いしたい。

第5回B分科会

開催日時：平成24年2月20日(月)19:00~20:30

開催場所：三田市役所西3号庁舎3階中会議室

●B分科会答申(提言)について

(コーディネーター) 答申書(提言書)について説明

答申は3つの部分から成り立っている。1番目が答申の提言内容で、ここは簡潔に書いている。次の「答申書(提言書)の作成にあたって」には、この委員会でこれまで議論してきた概要を書いた。3番目の「答申書(提言書)の詳細」は、1番目の答申書の内容についてさらに詳しく説明した内容が記載されている。

(コーディネーター) 答申書(提言書)詳細について説明

近隣市の取り組みを見ると、最近西宮市では災害時にサポートできるボランティア組織を作って、市内だけでなく広域連携のボランティアネットワークを作るという動きが始まっている。芦屋市では、いわゆるハザードマップの英語版を作成(これはすでに三田市ではできている)し、さらに踏み込んだ形で単に文章を作るだけでなく、具体的な支援ができる人を育てたり、組織を作ったりしている。災害という問題については日本全国で対応が急がれているし、事前の準備が実際に災害が起こったときに被害を少なくすると思うので、提言に盛り込んだ。

(委員) 提言書の「日本語学習や日本社会への適応支援」というものがどういうものなのかわからない。

(コーディネーター) 基本方針に「日本語学習や日本社会への適応支援」という大きな項目があって、その中に「日本語の習得を希望する外国人市民に対して支援を充実する」というものがある。基本方針ではどちらかというと大人対象の文言になっているが、「日本語習得」という言葉があるので提言書では子どもを主たる対象とした日本語学習の機会を提供するという形で書き換えている。日本語教室はすでに国際交流協会で行っているが、さらに対象を広げ子どもを対象にした新たなプロジェクトを立ち上げてはどうか、という提案である。

(委員) 日本語教室を各学校に開設するのは無理があるから、どこかセンター的な日本語学習の教室を設けるということか？

(コーディネーター) どういう形がいいのか他に案があれば提案いただきたいが、今のところ学校個別での日本語指導は組織的にも体系的にも日本語が学べる機会が十分にできているとは言い難い現状なので、三田市内のどこかの施設で定期的の日時を決めてやってはどうかという提案である。しかし、通えない場合は、ある程度訓練を受けた大学生や市民のボランティアを派遣する制度になればと思って、それも提言書に盛り込んでいる。成人の方にも派遣という制度は有効だと思う。

(委員) この提言案に書かれている内容は、三田市ではまだ実施されていない内容ばかりなのか。文部科学省の「外国人児童生徒の受け入れに関する手引書」には、県や市町村の各役割が書かれているが、三田市ではどこまで進められているのかわからない。

(教育委員会) オリエンテーションに関しては、この提言書案に書かれているようなものは今のところはないが、外国人児童生徒が入学するときには就学通知書を送付し、さらに担当者が訪問して日本の学校の就学案内をしている。その時に、日本語能力がどれぐらいなのか、生活にどれぐらい困っているのかを判断する。就学が決まれば、各学校の先生とやりとりをするようになる。提言書案のような形では行っていないが、ケースが少ないので個別に対応しているというのが現状です。

(委員) 提言書案の中にある「入学前」「入学後」の「入学」という言葉は、1年生をイメージするので、「就学」に変えた方が良い。

(委員) 避難場所の多言語表示のことが抜けているのではないか。

(コーディネーター) そのことについては、「災害時外国人救援ボランティアネットワーク」ができてからの仕事になるのではないかと思うので、敢えて細かいことは書いていない。

(委員) 各言語でガイドマップを作ることに加えて、シンボルマークなどを使って、誰が見ても理解できるようにしてはどうか。そうすることで、外国人だけではなく子どもや高齢者などすべての市民にとって

もわかりやすい。

- (委員)「行政サービス」の項目に関して、外国人は何かあると行政へ頼らざるをえないと思うが、外国人市民にとっての駆け込み寺的な、ここに行けばなんとかかなという窓口があるといいのではないかと思います。現状はどうなっているのか。
- (事務局)一つは、外国人にとって行きやすいのはキッピーモール6階である。もう一つは、本庁舎に「人権に関する総合相談窓口」では他部署と連携しているので、ここに来ていただければ対応する。
- (委員)学校の対応として、外国にルーツのある子どもに対して宗教的、文化的なことについて配慮するということを盛り込んだ方がいいのではないかと。
- (委員)外国にルーツをもつ子どものアイデンティティを育てるために、日本語教室を設けるとすれば、それと併設して、母語を学び、母語文化に触れられる場をつくることができればいいと思う。それに加えて、外国籍の子どもが普段の生活の中で安心して本名を名乗れるよう配慮する必要がある。日常生活において本名を名乗ることですんどい思いをしている外国籍の人はたくさんいる。
- (委員)就労の問題になるが、行政が三田市内の企業や商業施設に対して、外国人が差別的な待遇にならないように指導や啓発活動をしたり、企業側にメリットがある情報提供をするということも、提言書に付け加えてほしい。
- (コーディネーター)この問題は「就学の保障と学習支援」に関係してくるのではないかと思います。「進路指導」には「就職」も関わってくる。基本方針の「人権尊重の意識づくり」の中に、「差別的な雇用はしない、そして差別的な扱いはしないように、啓発に努める」とある。提言書に反映できるよう考える。
- (委員)「災害時外国人救援ボランティアネットワーク」の「ネットワーク」について。今三田市内の3地区がモデル地区となって、防災・減災のシステムを作ろうとしている。いろいろなネットにかかるようなシステムが三田市でもできれば良い。また、東日本大震災で日本語教室のネットワークが機能したということで、日本語教室を開催している国際交流協会を拠点に、災害時の支援ができるようにするという動きがあるようだ。このようなネットワークと、この提言に書かれている「災害時外国人救援ボランティアネットワーク」が二重に機能すれば、より安心できる。
- (コーディネーター)ここでいう「ネットワーク」は、様々な人たちのつながりを使ってボランティアの育成をしましょうという意味で使っている。三田市の中で担当できる人を育成したり、集めたりする組織が必要なので、中心となるのは三田市での人の育成ということになる。ただ、災害は三田市だけで起こるものではないので、三田市以外の広域で人のつながりを作り、人を派遣して、横の連携を作っていくことがさらに進めば良い。
- (委員)「訓練を通じて地域社会と外国人市民とのつながりを深めることにもなる。」の「つながり」の後に「(連携)」と入れた方がいいのではないかと。
- (コーディネーター)確かに「つながり」だけでは少しわかりにくい。具体的には、顔見知りになるとか、言葉を交わす、同じ体験をするなど、人と人との関係のことを言っている。
- (委員)優先課題として、日本人市民と外国人市民が一緒になって、市の行政や問題について意見交換する会を定期的に設けてもらいたい。
- (コーディネーター)再度確認いただき、書いておかねばならないことについては今週中に事務局の方に知らせていただきたい。